

別表第2(第10条関係)

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
特定施設及び附帯施設(広告塔及び広告板を除く。)の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更	位置図	・ 行為の位置	
	配置及び緑化計画図(おおむね縮尺200分の1以上のもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の形状及び寸法</li> <li>敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置</li> <li>隣接する道路の位置及び幅員</li> <li>隣接する土地の建築物等の種類</li> <li>隣接する土地の高低差</li> <li>植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数</li> <li>張り芝等の位置及び面積</li> <li>外溝施設の位置、材料及び面積</li> </ul>	
	立面図(おおむね縮尺200分の1以上のもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各面の方位及び寸法</li> <li>開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状</li> <li>壁面及び屋根の材料及び色彩</li> </ul>	建築物等の移転、撤去又は外観の変更に係る届出にあっては、カラー写真
太陽光発電施設に関する図面(太陽光発電施設を設置する場合に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積</li> <li>フレーム、架台その他の附属設備の色彩</li> <li>完成予想図(出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合にあっては、フォトモンタージュ又はイメージパース)</li> </ul>	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併記することができる。	

広告塔及び広告 板の新築、増築、 改築、移転若しく は撤去又は外観 の変更	位置図	・ 行為の位置	
	配置図(おおむね縮尺 300分の1以上のもの)	・ 敷地の形状及び寸法 ・ 広告塔及び広告板の位置 ・ 既存の建築物等又は広告物の位置 ・ 隣接する道路の位置及び幅員	
	広告物計画図(おおむ ね縮尺50分の1以上の もので、着色したもの)	・ 広告塔及び広告板の形状、図柄、 構造及び寸法 ・ 広告塔及び広告板の設置状況	

(注)1 必要に応じ、現況写真を添付すること。